

総行行第103号
6林整計第689号
令和7年3月28日

各都道府県財政担当部長
各都道府県財産管理担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各都道府県林政担当部長
各指定都市財政担当部長
各指定都市財産管理担当部長
各指定都市林政担当部長
各指定都市財産区担当部長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

林野庁森林整備部計画課長
(公印省略)

地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う森林の施業・管理を
目的とした信託に係る運用上の留意事項について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第94号。以下「改正令」という。）は、本日、公布されましたが、改正令の公布に伴い、森林の施業・管理を目的とした信託に係る運用上の留意事項を下記のとおりお知らせします。

各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 信託期間終了後の信託に関する事項

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の6第1項第1号に基づき、土地に建物を建設し、又は土地を造成し、かつ、当該土地の管理又は処分を行うことを目的とした信託については、当該信託に係る信託期間が終了した後は、同項第3号の規定に基づき、引き続き、当該土地の管理又は処分を目的とした信託を行うこ

とができることとされているが、同項第2号に基づく森林の施業・管理を目的とした信託については、当該信託に係る信託期間が終了した後は、同号の規定に基づき、引き続き、当該森林の施業・管理を目的とした信託契約を締結することが可能であること。

2. 議会の議決等に関する事項

ア 改正令による改正後の地方自治法施行令第169条の6第1項第2号に基づき、森林の施業・管理を目的とした信託を行うに当たっては、地方自治法第96条第1項第7号の規定により、議会の議決を経る必要があること。

イ 地方公共団体の組合が所有する森林については、地方自治法第292条の規定により、地方自治法及び地方自治法施行令の議会及び財務に関する規定を準用することとされていることから、地方自治法施行令第169条の6第1項第2号に基づき信託することが可能であること。この場合、地方公共団体の組合の議会の議決を経る必要があること。

ウ 財産区が所有する森林については、地方自治法第294条第1項の規定により、財産区の財産の管理又は処分は、地方公共団体の財産の管理又は処分に関する規定によることとされていることから、地方自治法施行令第169条の6第1項第2号に基づき信託することが可能であること。

この場合に、同法第295条に基づく財産区の議会又は総会が設けられているときは、当該財産区の議会又は総会の議決を経る必要があり、財産区の議会又は総会が設けられていないときは、当該財産区を有する市区町村の議会の議決を経る必要があること。

エ 地方公営企業については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定により、地方自治法第96条第1項第7号の規定にかかわらず、議会の議決によることを要しないこととされているが、地方公営企業法第33条第2項の規定により、その適正な見積価額が政令で定める基準（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第413号）第26条の3及び別表第二）に従い条例で定める金額以上の信託については、予算において定める必要があること。

3. 森林の施業・管理を目的とした信託に当たって留意すべき事項

森林の施業・管理を目的とした信託については、地方公共団体が所有する森林の施業・管理の手法を多様化することにより、周囲にある民間の森林と一体的に施業・管理を行うことが可能となり、効率的な森林管理や木材販売収入の増加が期待できる。

また、通常、地方公共団体が所有する森林の施業・管理に当たっては、森林情報の正確な把握や当該情報に基づく森林経営計画の作成等により経営管理を行っていくこととなるが、森林の施業・管理に関する専門的な知見を有する者等に信託を行うことで、これらの業務のより効率的な執行につながることも期待できる。

他方、信託は、信託期間における施業・管理に係る経費を木材販売収入でカバー

できなかった場合等、信託の終了時に残された債務を地方公共団体が負担することもあり得る。このため、森林の施業・管理を目的とした信託を行うに当たっては、当該森林の樹種・林齢・蓄積といった経済的価値や施業・管理に係るコストを把握し、長期的な木材価格の変動等により収益がマイナスとなるというリスクも踏まえ、十分な木材需要や販売先を見据えた信託設計を行う必要があること。